

奈良県告示第七十六号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第十一条第三項の規定により、林業労働力確保支援センターである公益財団法人奈良県緑化推進協会から次のとおり住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出があつた。

令和元年七月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更後の住所

橿原市城殿町四五九番地

二 変更後の事務所の所在地

橿原市城殿町四五九番地

三 変更年月日

令和元年五月二十九日